

令和6年度第11回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和6年度第11回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが、本日の欠席者はありません。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■番■委員、■番■両委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-34、3-35の案件につきまして、■推進委員さんお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号3-34について報告します。場所は■郵便局から県道■号線を■方向へ■m、県道■号線との交点付近にあります。近くに■の製材所があります。2月26日に■委員と■さん同行のもと調査しました。まず■さんと■さんの関係ですが、■さんは■さんの弟さんの子で伯父、甥の関係になっています。譲り渡し人の■さんは75才を過ぎて今後の営農について考えていたところ、弟親子から譲り受けて自宅用の米作りをしたいと強く希望されたので、譲り渡すことを決心されたそうです。■さんは、米作りの経験については■さんの田植えや稲刈り等を手伝う程度でほとんど経験はないということで、当分■さんの農機具、コンバイン、トラクター、田植え機等を借用して■さんのアドバイスを受けながら米作りに励む予定だそうです。所有権を移転されても何ら問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして、3-35につきまして報告します。場所は■小学校跡から県道■線を■方向へ約■km行ったところで、町道■線の交点付近にあります。2月25日に■委員と■さん、■さん同行のもと調査しました。■さんにつきましては、近年大病を患っておられて、農作業どころか普段の生活にも支障をきたすような状態です。そこで子どもさんの暮らす長野県へ移住する予定だそうです。聞くとこ

		ろによると3月24日にはもう行かれるということで、町内の土地等を処分中とのことです。■■■さんは居住地から近く便利がいいので、自宅の梅酒や梅干し用の梅の木を植えて果樹畑として利用するため、譲り受けるとのことでした。所有権を移転されても何ら問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、3-38の案件につきまして、■■■推進委員が担当でございますが、現在入院されておりますので、代わりまして私のほうから報告をさせていただきます。
	■■■番	2月22日、■■■推進委員と■■■さんで現地調査をいたしました。場所は■■■の■■■から下側へ100m位下ったところでございます。■■■さんは現在■■■へお勤めのようにございまして、この度■■■さんの空き家を購入して居住されるということでございます。ちょうど住居の隣にこの畑がございまして、現在はシートをはったり草刈りをして綺麗に整備されていますが、耕作はされていませんでした。■■■さんがこれを購入して家庭菜園として耕作をやっていききたいということのようでございます。何ら問題はないものと思われますので、よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、3-36の案件につきまして、■■■推進委員さんお願いします。
	■■■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号3-36について報告します。場所は■■■より■■■へ■■■m位の場所にあります。2月24日に■■■農業委員と申請者の■■■さん同行のもと調査しました。申請者の譲渡人は現在トマト栽培をされており、今回譲受人の代表者■■■さんの■■■は、法人設定にともない経営の効率化をはかり、譲渡人の農地を賃貸借権設定し引き続きトマト栽培をされるとのことでした。賃貸借権設定をされても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、3-37の案件につきまして、■■■推進委員さんお願いします。
	■■■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号3-37について報告します。場所は■■■から■■■方向へ■■■km位のところと、■■■方向へ■■■km位のところにあります。申請書は賃借権設定の申請です。2月17日に■■■農業委員と申請者の代理人の■■■の■■■さん同行のもと現地調査を行いました。申請者は耕作規模の拡大と、法人で耕作した方が効率的であるということから申請をされました。申請者の■■■ですけれども、米、和牛、ネギを中心に意欲的に営農に取り組んでおられるので、問題はないと思われます。また賃借人はこの法人の役員で代表取締役をされておりますので、引き続き法人での農業経営をされるとのことでした。賃借権を設定されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	3-34、38についてですが、どちらも初めて農業をされて、機械も持っていないよというかたちなんですけども、昨年から1㎡からでも農地取得ができるようになって、条件的なものはどのようになっているんでしょうか？3条でしたら、農機具は全部借りて指導も受けますよと言われたりするんですが、どこら辺までの農機や意欲などで判断するんでしょうか。これからこういう案件が次々と出てくるんでしょうか、聞き取りをする時にどんなことに留意すればいいのかなという思いで質問させていただきました。
	事務局長	受付の際に必ず営農計画書を出していただきます。どういった作物を耕作されるのか、あと機械につきましては、田んぼでしたら自作でされるというのであれば、コンバインやトラクターなど持っておられるか、持っておられなければどうされるのかといったところは確認するようにしています。今後畑でも新規でされるのであれば、管理機であるとかそういったものを購入する予定があるか、実際に持っておられないのであればどういうふうに耕作されるのかというところは、詳細に受付の際に聞くようにしています。
	■番	耕作日数等は関係ないんでしょうか？
	事務局長	耕作日数も果樹でしたら、草刈りや収穫の時期だけでそんなに日数はかからないと思うので、特に基準はございません。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので、以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時10分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和7年3月25日
		番 委員 番 委員